

日本リハビリテーション工学協会 S I G 設置要綱

1998（平成 10）年 8 月 19 日 制定

1998（平成 10）年 11 月 28 日 改正

（目的）

第 1 条 会則施行細則第 16 条に基づき、S I G 設置に必要な要綱を定める。

（設立発起人）

第 2 条 設立にあたり、正会員 5 名以上の設立発起人を必要とする。

（設置申請）

第 3 条 設置申請にあたり、以下の事項を含んだ書面を S I G 担当理事（以下、担当理事）宛に提出する。

- (1) 名称、設立目的、対象分野、発起人代表者、申請者等を記述した設立申請書
- (2) 設立発起人名簿
- (3) 設立後の役員案
- (4) 初年度事業計画案および予算案
- (5) その他、協会理事会が求める必要書類

（申請書類の受理）

第 4 条 担当理事は、提出書類の内容確認を行い、理事会に設置議案を提出する。

（認定）

第 5 条 S I G の設置は理事会の議決を経て、理事長がこれを認定する。

（通知）

第 6 条 設置が認められた場合は、理事長が設置認定書を発行する。

- 2 設置が認められなかった場合は、担当理事はその理由書を作成し、理事長が申請者にこれを送付する。

（活動の開始）

第 7 条 設置が認められた S I G は、設置認定書の発行をもって活動を開始することができる。

（活動助成金）

第 8 条 設置が認められた S I G は、別に定める S I G 助成金支給規程により、活動のための助成金を協会より受けることができる。

附則

1 . 本要綱は 1998(平成 10)年 8 月 19 日から施行する。

附則

1 . 本要綱は 1998(平成 10)年 11 月 28 日から施行する。